島根民医連奨学金貸与規則

島根県民主医療機関連合会(以下、島根民医連と称す)は、民医連綱領のもとで民 医連の医療活動に貢献し、これを積極的に創造する医師の育成のために、この奨学金 貸与規則を定める。

この奨学金は、島根民医連に加盟する各医療機関から拠出されたものである。

第一条(目的)

この規則は、民医連綱領と島根民医連の事業と運動を担い初期研修終了後、島根民医連に勤務する意志のある医学生(以下、奨学生と称す)の勉学の要望にこたえ、修学資金の貸与を行うことを目的とする。

第二条(奨学生の役割)

- (1) 奨学生は、民医連綱領にもとづき、国民の生命と健康を守る医師となるべく、医学・医療の勉学に励み、また、民医連の諸活動に参加し、患者の立場に立った医療活動を実践的に学ぶことに努める。
- (2) 奨学生は、当連合会及び全日本民医連、他県にあっては当該する連合会の行う医系学生のための諸企画(医学生のつどい、夏期ゼミナールなど)に対して、その成功のために積極的に協力を行う。
- (3) 奨学生は、奨学生会議に出席し、医療をとりまく情勢や民医連の医療・理念への理解を深め、奨学生相互の親睦と交流を図ることに努める。奨学生会議は、1年に2回以上開催するものとする。

第三条(奨学金の申請)

奨学金を希望するものは、この規則を承認し、所定の申請書を島根民医連理事会に 提出する。

第四条(奨学生の承認)

島根民医連理事会は、面接及び書類審査を経て支給の可否を決定する。決定は文書で速やかに本人に通知するものとする。

第五条(奨学金の支給方法)

奨学金の支給日は、毎月26日~末日とする。

支給方法は、本人自ら受領に来るものとする。ただし、遠隔地の場合は、当該連合会に授受を依頼のうえ送金し、本人自ら出向くものとする。やむを得ない事情がある場合は、銀行振込にすることができる。

第六条(奨学金の支給額)

奨学金の支給額は、Aコースを月額10万円、Bコースを月額15万円とする。

第七条(奨学金の返済)

奨学生が下記の項目に該当する場合は、貸与した奨学金を速やかに返済しなければならない。

尚、返済にあたっては、方法、期日等について奨学生、島根民医連相互で真摯に協議し、合意を図るものとする。

- (1)医師初期研修修了後、島根民医連以外の医療機関に参加する場合。
- (2) 医師資格取得が不可能となった場合。
- (3)本規則に定められた主旨に反する行為、または著しく民医連綱領に違反する言動があり、島根民医連理事会が契約を取り消した場合。
- (4)島根民医連理事会が奨学生として不適格と認めた場合。

これらの場合、すでに受けた奨学金の全額とこれらの利息分(解約時における年間の銀行定期預金の利息)を併せ、島根民医連理事会に返済しなければならない。中途退職の場合は、奨学金支給月数から勤務月数を差し引き、返済額とする。

返済額は下記計算式によるものとする。

解約時に於ける銀行一年)×定期預金利息

返済額=支給給付総額×(1-

支給期間の月数

尚、(1)にあっても後期研修修了後直ちに島根民医連内医療機関で勤務することを誓約し、理事会の承認を受けた場合は後期研修期間中の返済は猶予する。

第八条(奨学金の返済免除)

奨学生が医師初期研修修了後、ただちに島根民医連に入職し、島根民医連理事会の指示にもとづき、Aコースが「奨学金支給期間」、Bコースが「奨学金支給期間の1.5倍」を島根民医連加盟事業所に勤務した場合は、奨学金の返済を免除するものとする。

尚、島根民医連臨床研修病院での医師初期研修を希望し、選考の上、マッチングが成立し、医師初期研修を島根民医連臨床研修病院で行った者が、引き続き島根民医連で勤務する場合については、2年間の研修期間を遡り、勤務した月数に加えるものとする。

第九条(医師初期研修について)

奨学金貸与制度は、将来島根民医連の医師として活躍しようという意志を表明した医学生(奨学生)への修学資金の貸与制度であって、その受給により医師初期研修を島根民医連臨床研修病院で自動的に行えることを確約するものではない。

付則1.この規則は、1986年4月1日より施行する。

2. この規定にないことがらについては、県理事会が十分に論議したうえでその取り扱い方について決め、速やかに本人に通知し、本人の合意の上で実施する。

1986年 4月16日一部改定 1989年12月20日一部改定 2002年 6月13日一部改定 2003年11月13日一部改定 2010年 7月 8日一部改定 2011年 4月14日一部改定 2013年 8月 8日一部改定

身 上 書

<本人>親と)					
フリガナ						
氏名		生年月日		年	月	日
在学学校名		1	学年		年	生
入学年月	年月	卒業予定	年月		年	月
現住所						
Tel						
帰省先						
	Tel					
出身高校・大学						
経済状態						
【収入(1	【支出	【支出(1ヶ月平均)】				
仕送り	円					
アルバイ	下宿	・寮・間借り・アパート				
その他((自宅	その他	1 ()
	円					
合計	円		_			
		<u> </u>				

. \ III. / III I		2 - (-1-1	/	
<連帯保証人	、>本人	との締納	(i

フリガナ	 生年月日		年	月	日
氏名	生十万口		' -		Н
現住所		Т	ÈL		
本 籍					
勤務先		職業			
勤務先住所		年収約	総額		

家 族 票

本人との続柄	氏名	年齢	職業(勤務先又は学校名)

誓 約 書

島根県民主医療機関連合会 会長 小松泰介

奨学生として採用のうえは、貴会奨学金規則に従うことはも ちろん、全日本民医連の綱領の主旨に則り、将来民主医療運動 の担い手にふさわしく、一層勉学に励むことを誓い、一切の事 柄に対し、両名で連帯の責任を負うことを確約いたします。

201 年 月 日

本 人

連帯保証人

奨 学 生 願 書

島根県民主医療機関連合会 会長 小松泰介

次の期間、奨学資金の貸与を受けたく、貴会奨学生として採用くださいますようお願い申し上げます。

貸与希望期間

 201 年 月 日 より 年 月 日 まで

 貸与コース

 ()

201 年 月 日

本人

【奨学金希望の理由】

【奨学生採用への決意】